

令和7年9月5日

## 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

群馬県総務部統計課

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項（令和7年6月1日施行）に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり提供いたします。

### 記

#### 1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

##### （1）業務の範囲

- ① 職種：事務職
- ② 中核的事務：調査票等審査業務
- ③ その他の業務：その他補助事務

##### （2）責任の程度

- ① 権限の範囲：調査票等審査業務
- ② トラブル・緊急対応：なし
- ③ 成果への期待・役割：担当業務において、上司等から指導・支援を受けながら正確に処理する。
- ④ 所定外労働：なし

##### （3）職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：変更なし
- ② 配置の変更の範囲：なし

##### （4）雇用形態

有期雇用労働者（週所定労働時間28時間）

#### 2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：職務内容が同一である短時間労働者（第2種会計年度任用職員）  
（理由）受け入れようとする派遣労働者と職務の内容が同一である通常の労働者はいないが、職務の内容が同一である短時間労働者がいるため。

### 3. 待遇の内容等

#### ① 給与

- ・時給 1,125 円
- ・職務の内容等に応じて人事課が決定する。

#### ② 賞与（期末手当）

- ・基準日（6月1日及び12月1日）に在職する会計年度任用職に支給する。
- ・期末手当の額＝期末手当基礎額×期別支給割合×在職期間別支給割合

期末手当基礎額＝（週当たりの勤務時間×52週）／12月×報酬の時間額

期別支給割合 6月期 1.25 12月期 1.25 年間 2.5

在職期間別支給割合 6か月 100／100

5か月以上6か月未満 80／100

3か月以上5か月未満 60／100

1か月以上3か月未満 30／100

1か月未満 0

- ・生活費を補充するための生活補給金としての性格を有する。

#### ③ 賞与（勤勉手当）

- ・基準日（6月1日及び12月1日）に在職する会計年度任用職に支給する。
- ・勤勉手当の額＝勤勉手当基礎額×成績率×期間率

勤勉手当基礎額＝（週当たりの勤務時間×52週）／12月×報酬の時間額

成績率 甲：6月期 1.05 12月期 1.05

乙：6月期 1.00 12月期 1.00

※業績評価結果に基づき「甲」又は「乙」を判定する。

期間率 6か月 100／100

5か月15日以上6か月未満 95／100

5か月以上5か月15日未満 90／100

4か月15日以上5か月未満 80／100

4か月以上4か月15日未満 70／100

3か月15日以上4か月未満 60／100

3か月以上3か月15日未満 50／100

2か月15日以上3か月未満 40／100

2か月以上2か月15日未満 30／100

1か月15日以上2か月未満 20／100

1か月以上1か月15日未満 15／100

1か月未満 0

- ・生活費を補充するための生活補給金としての性格を有する。

- ④ 通勤手当
  - ・交通機関又は交通用具を利用し、運賃等を負担する者に実費を支給する。
  - ・通勤に要する経費を補充する目的である。
- ⑤ 出張旅費
  - ・旅行に係る費用弁償を支給する。
  - ・出張に要する経費を補充する目的である。  
(通常、担当業務において出張は発生しない。)
- ⑥ 慶弔休暇 有
  - ・結婚休暇、忌引休暇
  - ・冠婚葬祭への参加を促進することで就業継続や業務能率の向上を図る目的である。
- ⑦ 健康診断に伴う勤務免除 有
  - ・任命権者が行う健康診断等の厚生事業に関するもののみ可。
- ⑧ 病気休暇 有
- ⑨ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く） 有
  - ・夏季休暇
  - ・災害による現住所の滅失等
  - ・災害等による出勤困難
  - ・災害時の退勤途中における危険回避
  - ・ドナー休暇 等